



後納制度（国民年金保険料の納付可能期間の延長）の納付開始及び受給資格期間の短縮のお知らせ

国民年金は、20歳から60歳までの40年の間、国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができる制度です。

しかし、この間に、保険料を納められなかった場合や、被保険者としての届出を忘れたことにより国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。このような事態を避けるために、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、本年10月から、平成14年10月分以降の納められなかった期間の保険料を納めることができるようになりました。(注)

ただし、既に老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度をご利用いただけませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには、事前にお申し込みいただき、審査を行う必要があります。審査の

結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合がありますのでご注意下さい。

また、平成24年8月10日に「年金機能強化法」が成立し、平成27年10月からは、年金の受給資格期間が、これまでの25年（300月）から10年（120月）に短縮されることが予定されています。

これまで受給資格を満たさなかった方が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。

後納制度及び受給資格期間の短縮に関する詳しい内容は、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

なお、後納制度をご利用いただく際のご自身の年金記録は、ねんきんネット (<http://www.nenkin.go.jp>)でもご確認いただけます。

注：後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

～ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう！ ～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

国民年金保険料専用ダイヤル (☎0570-011-050)
 町民健康課町民窓口グループ (☎2-2453)
 函館年金事務所 国民年金課 (☎0138-56-1165)



社団法人全日本不動産協会員 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業 長万部町字平里99-25
 TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、
 不動産のことならお任せください！

(有料広告)